



率先しよう

WEEKLY BULLETIN

四つのテスト

- I. 真実かどうか
- II. みんなに公平か
- III. 好意と友情を深めるか
- IV. みんなのためになるかどうか

会長 / 吉川 正宏

幹事 / 前田 和久

副会長 / 寺尾 和則

副幹事 / 川島 啓晃

例会日：毎週月曜日 18:00 ~ 19:00

例会場：静岡グランドホテル中島屋

事務所：静岡市葵区伝馬町9-3 / TEL 054-254-5611

2006-2007年度RI会長 ウィリアム B.ボイド / テーマ「LEAD THE WAY」

平成19年5月14日(月)

No.838

第910回 例会

ゲ
ス
ト

NPO法人静岡ビジネスサポートセンター

卓話者

水上一夫 様

静岡RC

向坂 達也 様

本日のロータリーソング：「我等の生業」 ソングリーダー：望月威男会員

吉川会長あいさつ [医師の応召義務]

皆様こんばんは。5月26日に最後の公式行事である、創立20周年記念式典があります。あと2回実行委員会を開きますが、きちんとした段取りをよろしくお願ひいたします。

さて、本日は「医師の応召義務」というお話を致します。



1. 医師の応召義務とは何か

これは「患者さんが診て欲しいと来院した時に医師は拒否できない」ということです。現行医師法では「正当な理由がなければ、これを拒んではならない」と定められています。つまり日本では「患者は医者を選ぶが、医者は患者を選べない」というシステムになっているということです。

2. 正当な理由とはなんでしょう

専門外診療・専門医が不在で緊急性のない場合には、専門医のいる施設への受診を勧めるべきです。しかし緊急性のあるときはできるだけ診療に応じ、求められれば専門医不在である旨を十分告げたとうえで、救急処置をするべきとされています。

時間外診療・診療時間外でも診療可能な場合には、できるだけ診療を引き受けることが相当です。しかし、診療できない状況では時間外診療は拒否できることになっています。

過去の診療費不払い・一般論としては拒否すべきではないと解されています。しかしながら、支払能力があるにもかかわらず常習的に不払いを重ねる患者については、緊急性がない限り診療拒否が許される場合もあります。最近では、診療を受けながら確信犯的に支払いをしないという患者が出てきており、問題です。そして**病院未収金は年額373億円**といわれ、経営を圧迫しています。

3. アメリカ医師会の考え方

日本の医師法とは対極的です。アメリカ医師会倫理綱領は「**医師には患者を選ぶ権利がある**。しかし緊急時には、能力の最善を尽くさなければならない。また医師は、一旦引き受けた患者を遺棄してはならない」医師は、**患者関係に入るか否かを選択する職業上の特権を有し**、それに従って患者に治療を提供する責務を果たし続けなければならない」としています。

4. どちらが良いのでしょうか

私は日本の制度の方が倫理的には正しいと思うのですが、最近はその**悪乗りする患者**が増えているのが問題です。特に不払いを続けられては困ります。



■ 幹事報告 前田幹事

- 1. 次回21日の例会は、来る26日(土)の20周年記念式典に向けたCFです。

静岡中央ロータリークラブ週報